

令和8年度所得証明書などの発行予定日

所得証明書 6月1日(月)～

所得課税(非課税)証明書 6月8日(月)～

※証明書の請求時に窓口に来られた方の本人確認を実施しています。マイナンバーカードや免許証など、本人確認ができる公的証明書をお持ちください。

※代理の方が請求される場合は、委任状が必要です。住民票が市内にあり、住民票が同一世帯の親族の方が委任を受けている場合は、委任状を省略できます。

問い合わせ 税務課庶務係 ☎22-1114

戦没者追悼式を 挙行します

本市は、戦没者の方々に対し、市民とともに心から哀悼の誠を捧げます。

日時 6月27日(土) 10:00～

場所 夢ホール(文化会館)

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

中小企業等振興支援補助金を創設 7月から受付開始

本市では、創業支援や人材確保・育成など、中小企業が直面する課題の解決に取り組む市内の中小企業などを支援するため、「阿南市中小企業等振興支援補助金」を創設しました。補助金交付申請は7月1日(水)から受け付けます。補助要件や申請手続など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

なお、6月24日(水)に「若者に選ばれる企業づくりセミナー」(広報あなん5月号参照)を開催しますので、補助金の活用を考えられている事業者の方はご参加ください。

補助対象 市内の中小企業者または中小企業団体

補助率 補助対象経費の2分の1以内(各区分の補助限度額を上限とする)

補助対象事業		補助 限度額
区 分	内容・対象経費の例	
創業支援	創業後1年以内における販路開拓にかかる広告料など	30万円
働き方改革	働きやすい職場環境づくりにかかる専門家への謝金など	20万円
デジタル化・DX化	業務効率化のためのデジタル技術導入にかかる専門家への謝金など	20万円
女性活躍推進	女性活躍推進のための社内研修にかかる講師への謝金など	20万円
BCP策定・更新	BCP(事業継続計画)策定・更新にかかる専門家への謝金など	10万円
脱炭素経営支援	CO2排出量等の削減方法の把握にかかる専門家への謝金など	10万円
人材確保	合同企業説明会への出展料など	20万円
人材育成	業務に直接関連する専門的な研修の受講料など	10万円
販路開拓	販路開拓のための展示会・商談会等の出展料など	20万円
事業承継	支援機関の支援を受けて行う事業承継にかかる委託費など	20万円

※利用可能な補助区分は、1事業者につき1つです。

募集期間 7月1日(水)から随時受付

※交付申請額の累計額(市ホームページで随時お知らせ)が予算額(1,000万円)に達し次第、受付を終了します。



詳細はこちら

問い合わせ 商工戦略課 ☎22-3290 e-mail:shoukou@anan.i-tokushima.jp

農業者年金に 加入しませんか



メリット

- ・積立方式の年金
- ・終身年金で80歳までの保証付き
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除
- ・手厚い政策支援で保険料に国庫補助

加入条件 次の①～③のすべてに該当する方

- ①国民年金第1号被保険者
 - ②年間60日以上農業に従事している方
 - ③20歳以上60歳未満の方
- ※一定要件を満たす方は65歳まで

農業者年金の現況届

提出期間 6月1日(月)～30日(火)

問い合わせ 農業委員会事務局
☎22-3790または最寄りの農協

令和8年度 市単独土地改良事業 補助の受付について

市単独土地改良事業計画書を受け付けています。事業を予定されている方は、期間内に提出してください。

受付期間 7月31日(金)まで

受付場所 農地整備課

提出書類 令和8年度市単独土地改良事業計画書
(5月上旬に取りまとめをお願いする農業班長・実行組長宛てに送付しています。個人申請も可能です)

※市ホームページにも様式を掲載しています。

※受付期間を過ぎた場合は、補助の対象となりません。十分注意してください。

問い合わせ 農地整備課 ☎22-1599

施設サービス利用の際の負担限度額認定申請について

介護保険施設やショートステイを利用する際の食費や居住費が、低所得者の方の過重な負担とならないように申請により負担を軽減する制度です。

対象となるサービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (介護予防)短期入所生活介護
- (介護予防)短期入所療養介護

※「通所介護」「通所リハビリテーション」「グループホーム」などは対象外です。



認定要件 ※次の2点を満たす必要があります。

- 世帯全員(世帯が別の配偶者を含む)が住民税非課税であること
 - 預貯金などの資産合計額(配偶者がいる方の場合、配偶者との合計額)が基準額以下であること
- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1段階 | 単身1,000万円、夫婦2,000万円以下 |
| 第2段階 | 単身650万円、夫婦1,650万円以下 |
| 第3段階① | 単身550万円、夫婦1,550万円以下 |
| 第3段階② | 単身500万円、夫婦1,500万円以下 |

※継続して利用される方は、引き続き認定を受けるために、8月31日(月)までに申請が必要です。

申し込み・問い合わせ 介護保険課 ☎22-1793

倒木の危険のある樹木にお困りの方へ

本市では森林環境譲与税を活用した事業として、倒木などにより、家屋、人命に危険を及ぼす可能性がある木の伐採について次の2つの事業を行います。詳しい事業内容や申請方法は市ホームページをご覧ください。

1. 危険木伐採事業

事業内容

個人の住宅が山林に隣接している場合で倒木により家屋や人命に危険を及ぼすおそれがある木の伐採に係る費用の1/2の補助(上限額15万円)を行います。

※個人所有の住宅で空き家は除く。林業事業体へ委託する場合に限る。

申請対象者

- ・危険木の所有者または管理者
- ・危険木の倒木などにより被害を受けるおそれのある住宅の居住者

申請方法

指定の申請書に林業事業体からの見積書および写真などを添付して申請してください。

申請期間

6月1日(月)～7月31日(金)

※先着順での受付とし、予算上限に達した場合は申請を締め切ります。

注意事項

- ①登記地目が山林または保安林内に所在する立木竹が伐採の対象となります。
- ②申請・要望者が危険木の所有者または管理者から伐採などの承諾を得ることが必要です。

2. 公共インフラ施設周辺支障木伐採事業

事業内容

市道または農道沿いの山林で倒木により市民生活に影響を及ぼす可能性のある支障木について地域の協議会、自治会からの要望により市が伐採を行います。1カ所上限額50万円。

申請対象者

地元の協議会、自治会

申請方法

指定の要望書に位置図などの必要書類を添付して提出してください。

要望期間

6月1日(月)～7月31日(金)

※予算を上回る要望があった場合は、次年度以降の実施になることがあります。



申し込み・問い合わせ 農林水産課 ☎22-0033

耕作放棄地フル活用事業補助金

本市では、農地中間管理機構を通じて耕作放棄地を借り受け、再生作業を行う耕作者に対して補助金を交付しています。

交付率(1,000㎡あたり)

- ・農用地区域内農地 上限14万円
- ・上記、以外の農地 上限7万円

※耕作者自身で行う作業の人件費は対象外です。

対象者 次の要件をすべて満たす方

- ・農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借により、再生作業後その農地で5年以上耕作する方
- ・本市の地域計画の目標地図に位置付けられた方または位置付けられることが確実な方

対象農地 次の要件をすべて満たす農地

- ・指定期間内(1月1日～12月31日)に農地中間管理機構を通じて借り受けた農地
- ・1号遊休農地に該当する農地(市街化区域以外)または農業委員会により再生作業が必要と判断された農地

注意事項

申請前の経費については補助対象となりません。事業の詳細や申請方法については、事前に農林水産課までお問い合わせください。

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598